

議案第45号

倉敷市指定重要文化財の諮問について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和7年7月24日提出

倉敷市教育委員会

教育長 仁 科 康

指定重要文化財の諮問について

- | | | |
|---|-------------------|--|
| 1 | 名 称 | 木造天部立像 |
| 2 | 種 類 | 彫刻 |
| 3 | 員 数 | 4 軀 |
| 4 | 所 在 の 場 所 | 倉敷市西岡 1 7 8 9 番地 |
| 5 | 所有者の氏名
及び住所 | 宗教法人 行願院 代表役員 林 康悠
倉敷市西岡 1 7 8 9 番地 |
| 6 | 内 容 | <p>天部立像 1 木造持国天立像 像高 105.5 cm (邪鬼を含む)</p> <p>天部立像 2 木造増長天立像 像高 106.0 cm (邪鬼を含む)</p> <p style="text-align: center;">以上、神将形二天立像</p> <p>天部立像 3 木造広目天立像 像高 99.0 cm (邪鬼を含まず)</p> <p>天部立像 4 木造多聞天立像 像高 100.0 cm (邪鬼を含まず)</p> |
| 7 | 制 作 の 年 代
又は時代 | <p>天部立像 1・2 二天立像 平安時代後期 (12 世紀)</p> <p>天部立像 3 平安時代中期から鎌倉時代
頭部は平安時代中期 (10 世紀)
体部は鎌倉時代 (13 世紀)</p> <p>天部立像 4 室町時代 (16 世紀)</p> |
| 8 | 指 定 の 理 由 | <p>行願院本堂の須弥壇四方隅に安置される天部立像 4 軀は、一具の四天王立像ではなく、少なくとも元禄 12 年 (1699) に行願院として現在の地に移築したのちに、近隣寺院から客仏として祀られ今日に伝来すると推定される。</p> |

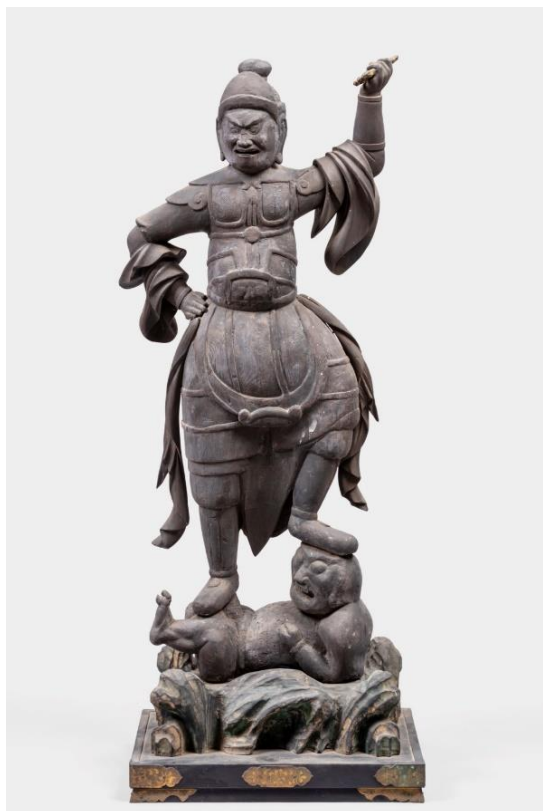
このうちの持国天立像と増長天立像は、中門 (守門) 左右もしくは本堂須弥壇の左右に並置される、いわゆる「神将形二天立像」で、岩手県中尊寺の金色堂などに類例を見る、それぞれが外側の手を捧げ、邪鬼とともに阿吽の像容をとる左右相称の二天立像である。四天王信仰の展開を示す二天立像の遺作は、岡山県下ではいまだ知られておらず、12 世紀に当地で造像された貴重な作例である。

広目天立像は、頭部が 10 世紀、体部が 13 世紀の造像と推定される天

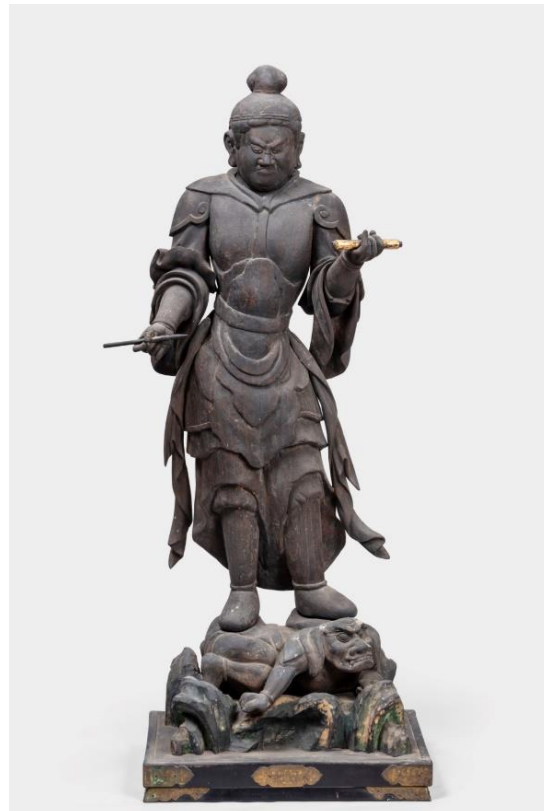
部像で、破損した部位を後世に補い、尊像としての一体感を再構築した貴重な作例である。

多聞天立像は、ゆったりとした量感を持つ体部に大作りな衣文を施す室町時代（16 世紀）の典型的な天部立像ながら、後背部の頭から裾までにノミ痕を残す異形の像で、制作の背景に神仏習合における影向を窺わせる作例として注目される。

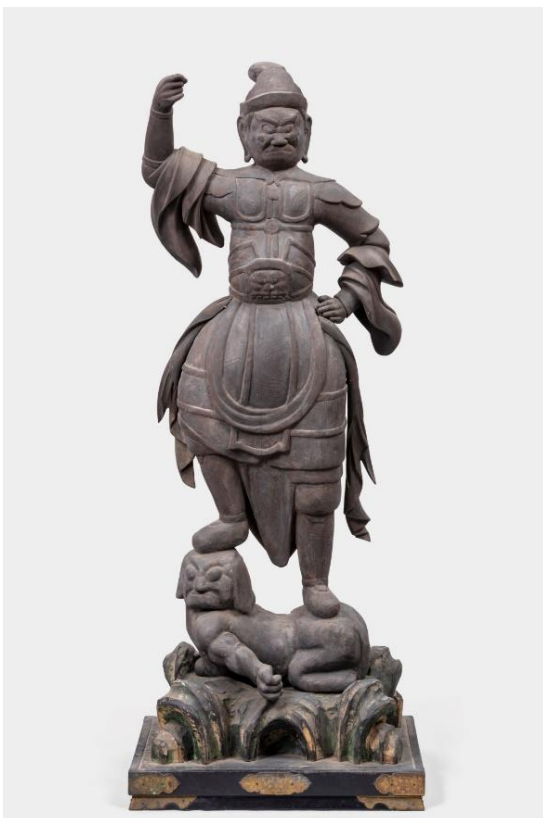
以上により、4 軀の天部立像は、倉敷市の重要文化財に指定して長く保存活用していくべきものであると考える。



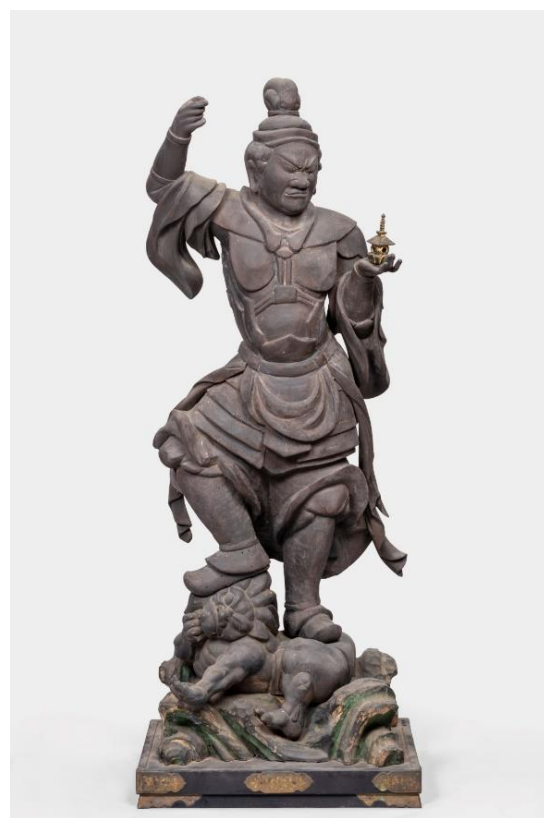
天部立像 1 木造持国天立像



天部立像 3 木造広目天立像



天部立像 2 木造増長天立像



天部立像 4 木造多聞天立像